

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

(12月10日～16日)

北朝鮮人権侵害問題啓発週間について

平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日までを

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

とすることとされました。

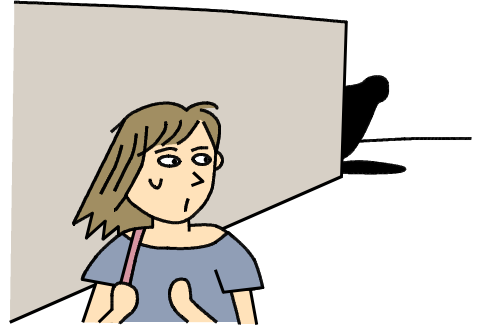
拉致問題を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。解決のためには、この問題について、関心と認識を深めていくことが大切です。



(北朝鮮人権侵害問題啓発週間ポスター)

○ 北朝鮮による日本人拉致問題について

1970年代から80年代にかけて、北朝鮮により多くの日本人が拉致されました。現在、17名が政府によって拉致被害者として認定されています。また、政府が認定した被害者以外にも、いわゆる特定失踪者等の北朝鮮による拉致の可能性を排除できない人たちがいます。



平成26年5月、スウェーデンのストックホルムで行われた日朝政府間協議において、政府は「拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施」について北朝鮮と合意し、北朝鮮では特別調査委員会を設置しましたが、平成28年2月、北朝鮮は一方的に調査の中止と特別調査委員会の解体を表明しました。

拉致容疑事案等について情報をお持ちの方は、警察本部または最寄りの警察署までお知らせください。